

横浜市道敷地二重譲渡損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

横浜市道敷地二重譲渡損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一三年六月二二日

横浜地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔二審判決〕平成一三年二月一八日

東京高等裁判所 控訴棄却（確定）

1 事件の概要

原告が、住宅を建築し、分譲する目的で本件土地を購入するにあたり、被告横浜市の土木事務所
に備え付けの道水路等境界明示図・復元図（以下
「本件図面」という。）を閲覧したところ、本件土
地が市道（以下「本件道路」という。）に連なるこ
とが確認されたため、これを購入したが、本件道
路について、被告が所有権移転登記手続を怠って
いるうちに二重譲渡されてしまい、その結果、原
告が本件道路を利用することができなくなり、そ
の住宅販売計画に不測の損害を被ったとして、被
告に対し、国家賠償法第一条に基づく損害賠償請
求をした。（請求額…五、五五七万二、九一五円）

2 判決の概要

① 一審判決

被告において、本件道路の寄付を受けながら所
有権移転登記手続を怠ったために同土地を失った
過失はあるものの、本件図面だけで市道であるか
否かまでは判断することができず、原告が本件道
路を市道と判断するについては調査が不十分であ
り、その点に誤りがあったものと認められる。

② 二審判決

被控訴人の担当公務員が本件道路の所有権移転
登記手続を行うことは、行政としての責務であつ
て、個別の市民に対して負担する職務上の法的義
務と解することはできないから、その不作為をも
って国家賠償法第一条所定の違法があるというこ
とはできない。また、市道か否かの判断は道路台
帳により行うべきものであり、被控訴人が本件図
面を土木事務所に備え付け、これを控訴人の閲覧
に供したことが控訴人に対する違法行為であると
いうことはできない。

3 判決のポイント

① 事実認定（主に一審判決による）

a 原告は、住宅を建築、分譲する目的で本件
土地の購入を検討しており、その調査として、
被告の土木事務所で、公図及び本件図面を閲
覧した。その結果、本件土地の東に面した南
北に走る道路（以下「前面道路」という。）
その北端から直角に曲がり東に続く道路（本
件道路）及びその東端から直角に曲がり更に
北に続く道路（以下「延長道路」という。）
がいずれも横浜市道であると判断し、本件土
地を購入した。なお、右三道路のうち前面道
路及び延長道路が横浜市道であることに争い
はない。

b 原告は、本件土地を分筆し、分筆後の土地
の一部に建売住宅一二棟の建築を計画し、五
棟について建築確認を得た後、売買契約が成
立した二棟について工事に着手した。ところ
が、その工事中に本件道路が訴外Aの所有に
なっていることが明らかになり、原告は同人
から本件道路を通行することを拒否された。

c 本件道路は、被告が将来公道から公道をつ
なぐ道路とするため寄付を受けたものの、道
路として路線認定もされておらず、未整備の
通路状空地のまま放置されていた。そして、
被告がその所有権移転登記手続もしていな

